随意契約（プロポーザル等を除く）一覧表（市民人権局分）（令和7年7月分）

別紙3

No.	担当課	問合せ先（直通）	業務名	契約業者名	契約金額（税込）（円）	契約日	随意契約の理由及び根拠法令	随意契約の種別	備考
1	戸籍住民課	228-7739	機器更改に伴う堺市住民基本台帳ネットワークシステム機器設定業務	富士フイルムシステムサービス株式会社　公共事業本部　関西支店	11,088,000	R7.7.15	本業務は、堺市住民基本台帳ネットワークシステム（以下「システム」という。）の機器更改に対応する新たなシステム環境を構築し、関係機器の設定、調整を行うものであり、システムの継続的な安定運用を図ることを目的とするものである。当該目的を達成しつつ当該システムを継続的かつ円滑に使用できるようにするためには、当該システムの仕様や設定・ネットワークの構成についての詳細な知識や技術が必須であり、本市の住民記録システムとシステムとの連携を構築した者以外による履行は見込めず、契約の目的が競争入札に適さない。 仮に詳細な知識等を有しない者が本業務を履行すると、重大な設定漏れが起こりえるほか、不具合時の対応が即座に行えない等、安定的なシステムの稼働に影響を与えることが予想される。その場合、住民票の異動に係る処理等ができないことにより、市民の方に多大な影響を及ぼす恐れがある。 以上のことから、本業務を適正に履行できる者は、システムについての詳細な知識等を有する、システムを構築した富士フィルムシステムサービス株式会社以外に無いため、当該業者との随意契約を行うものである。 根拠法令:地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	1者随契	
2									
3									
4									